



令和5年12月12日
福島地方気象台
福島県

福島県土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

福島地方気象台と福島県は、地震の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、令和5年12月19日から相馬市と新地町を通常基準により運用します。

令和4年3月16日23時36分頃の福島県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、福島地方気象台と福島県が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、相馬市と新地町では通常基準の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況ならびに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり福島県土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準により運用します。

なお、福島県が提供する「土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）」※、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」※についても、通常基準による危険度判定結果を表示しますので、避難行動の判断に活用いただけます。

記

- 1 暫定基準を廃止して通常基準とする日時
令和5年12月19日13時

- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町（別紙に図示）
相馬市、新地町

なお、今回の見直しにより、福島県内の土砂災害警戒情報の発表基準は全て通常基準となります。

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）では、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報を公開しています。詳細については、次頁を参照してください。

気象庁：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>



気象庁：土砂キキクルの解説

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>



福島県：土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）

<https://d-keikai.pref.fukushima.lg.jp>



問合せ先

福島地方气象台

担当 金濱、高橋（浩）

電話 024-534-0321

福島県土木部砂防課

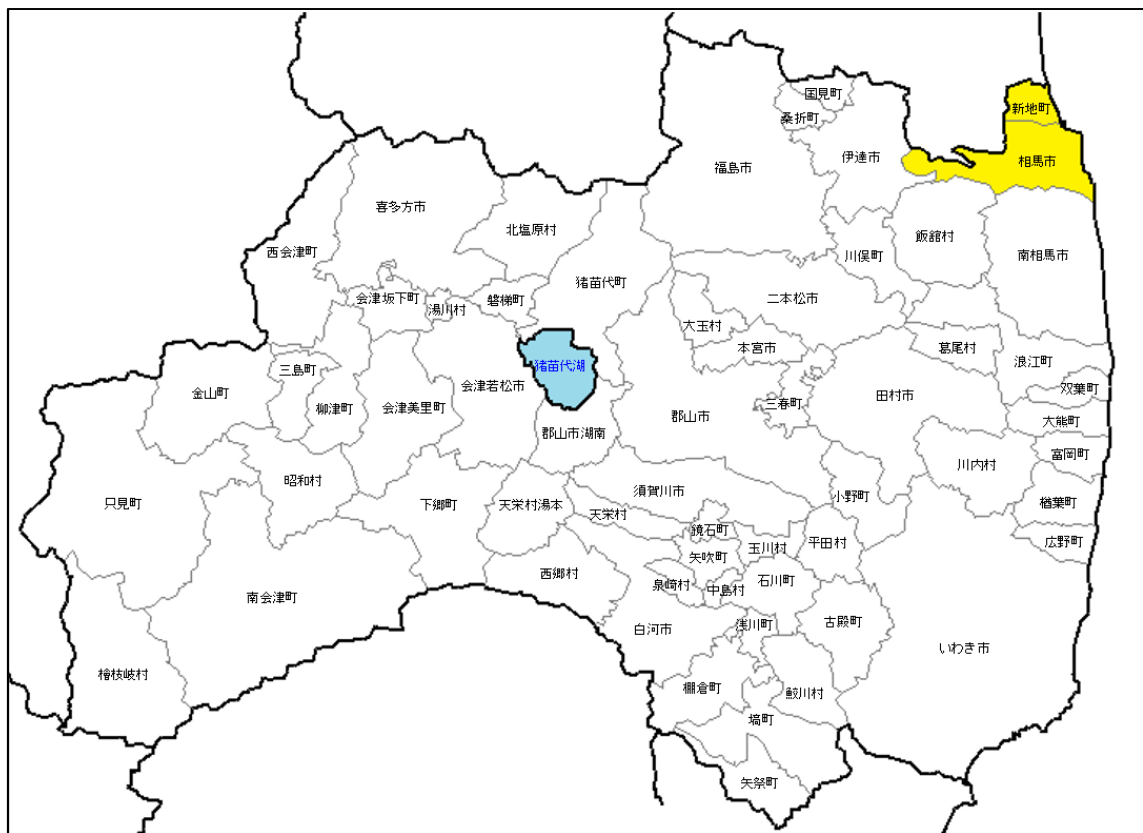
担当 玉應

電話 024-521-7491

別紙

土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止する市町

福島県



8割の暫定基準から通常基準とする市町